

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく届出について

お知らせ

・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成 27 年法律第 53 号)(以下、建築物省エネ法)の施行に伴い、「省エネ法」に基づき行われていた省エネ措置の届出制度は平成 29 年 4 月 1 日より「建築物省エネ法」の適合義務、届出等の制度に移行されます。

・大規模修繕・設備改修等の届出制度及び定期報告制度は、同年 3 月 31 日をもって廃止となります。

旧省エネ法に基づく届出の変更等について

東京都(市街地建築部建築指導課、多摩建築指導事務所建築指導第1～3課)は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「旧省エネ法」という。)に基づき行われた届出に係る変更等の報告は、建築物省エネ法附則第7条第1項、第2項により求める場合があるものとして取り扱います。

参考様式

・[旧省エネ法での届に対する変更届\(H11\)](#)([Word](#))

・[旧省エネ法での届に対する変更届\(H25～\)](#)([Word](#))

なお、東京都以外の所管行政庁の旧省エネ法の届出における取り扱いについては、各所管行政庁にお問合せ下さい。